

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成30年2月26日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人ごっこ屋本舗

(2) 代表者名

中村 重行

(3) 主たる事務所の所在地

大阪府茨木市中穂積1-1-28

(4) 定款に記載された目的

この法人は、「疲弊する地方農山村を中心とした国内事業者に対し消費者との橋渡し等の各種支援と消費者に対する健全な生産消費活動の啓蒙を行い、その過程で得た様々なノウハウを元に地方と都市の商業ネットワークに不可欠な都市部小売業者の育成やいわゆる田舎が自立した経済発展を遂げるための方法を模索研究するとともに、次世代を担う子供たちにも実体験を含む学習の機会を設ける等、地方の過疎化高齢化等の諸問題を含め現在の日本の抱える問題点を将来に亘って解決する方法を蓄積・発信・実践する事で、活力あるよりよき日本の姿を取り戻す一助となす」ことを目的とする。

2 申請年月日

平成30年2月14日

(文化市民局地域自治推進室)